

共通仕様書(建設関連業務)[測量業務] 新旧対照表

現行条文(平成29年10月)						新条文(平成30年10月)						改定理由		
章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文
1		106	1		業務の実施	測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。	1		106	1		業務の実施	測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規定」の定めのほか、別途地理院により定めるマニュアルによるものとする。	
1		125	1		一時中止	契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部または一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象(以下「天災等という。」)による測量業務の中断については、0 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。	1		125	1		一時中止	契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部または一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象(以下「天災等という。」)による測量業務の中断については、第134条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。	誤字の修正
3	4	318	1		土地調査書	受注者は、すべての取得地等について用地調査要領(昭和54年3月31日用第645号土木部長通知)第29に定める土地調査書の原案を作成するものとする。	3	4	318	1		土地調査書	受注者は、すべての取得地等について土地調査書の原案を作成するものとする。	適用要領の削除
3	4	318	2		土地調査書	土地調査書の原案は、土地調査書(様式第7号)により、次の各号に掲げる部分の記載を省略して作成するものとする。 (1)①登記の目的 (2)④申請適格の調査(所有者等の調査) (3)⑫登記原因の日付の調査 (4)⑬官公署の許可等の有無 (5)⑮地図または各種図面の訂正理由	3	4	318	2		土地調査書	土地調査書の原案は、土地調査書(様式第7号)により、次の各号に掲げる部分の記載を省略して作成するものとする。 (1)①登記の目的 (2)④申請適格の調査(所有者等の調査) (3)⑫登記原因の日付の調査 (4)⑬官公署の許可等の有無 (5)⑮地図または各種図面の訂正理由	様式の改定
3	4	320			立会証明書の作成	受注者は、取得地等のうち、前条に定める土地及び地積の更正登記を必要とする土地について、第310条による立会を行った後、用地調査要領第30に定める立会証明書を立会証明書(様式第8号)により、取得地等の権利者(または管理人)及び隣接地の所有者(又は管理人)の記名押印を受け、その他の必要事項を記載して作成するものとする。	3	4	320			立会証明書の作成	受注者は、取得地等のうち、前条に定める土地及び地積の更正登記を必要とする土地について、第310条による立会を行った後、立会証明書(様式第8号)により、取得地等の権利者(または管理人)及び隣接地の所有者(又は管理人)の記名押印を受け、その他の必要事項を記載して作成するものとする。	適用要領の削除